

夏季休業中の平日に設定された学校閉庁日について

管理職の「学校閉庁日に年休・夏季休暇を取得するように」といった「年休・夏季休暇の取得の強制」ともとれる発言が相次いでいます。

県教委とは、「学校閉庁日はあくまでも休みやすい環境をつくることが趣旨であり、休暇を強制するものではない」と確認しています。

特に今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為の臨時休業により、夏季休業が短縮されており、学校閉庁日を設定されたとはいえ、休める環境でないという悲痛な訴えが届いています。また、夏季休業中の平日に設定される学校閉庁日は平日であるため「学校は開いています（年末年始の学校閉鎖とは異なります）」。

補足

「県立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針」の中では

- ① 週休日・休日に設定される学校閉庁日（年間 12 回）
 - ② 夏季休業中の平日に設定される学校閉庁日（5 日間）
- の 2 種類の学校閉庁日が存在しています。

①については、週休日・休日であるため、年休取得の必要は当然ありませんが、②の場合は、平日（勤務を割り振られている日）であるため、勤務しない場合は、年休・夏季休暇の取得が必要になります。「学校閉庁日に年休・夏季休暇を取得するように」といった管理職の間違った言い方は、正確には「学校閉庁日に『勤務をしない場合』は年休・夏季休暇の取得」であるをご確認ください。